

実務対応報告第 26 号

債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い

平成 20 年 12 月 5 日

企業会計基準委員会

目 的

1. 我が国における企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、債券の保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している。

しかしながら、最近の金融市場における混乱を背景に、国際会計基準審議会（IASB）が、平成 20 年 10 月 13 日に国際会計基準（IAS）第 39 号「金融商品：認識及び測定」と国際財務報告基準（IFRS）第 7 号「金融商品：開示」を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」（以下「改正 IAS」という。）を公表した¹ことに伴い、債券の保有目的区分の変更に関する意見が寄せられている。この中には、我が国においても早急に対応すべきという意見が多いことから、当委員会では、本実務対応報告において、当面必要と考えられる取扱いを次のように示すこととした。

本実務対応報告は、平成 20 年 10 月 28 日公表の「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）及び平成 20 年 11 月 13 日公表の公開草案に寄せられたコメントについても検討し公表に至ったものである。

会計処理等

売買目的有価証券からその他有価証券への振替

（現行の取扱い）

2. 金融商品実務指針第 80 項は、次のように定めている。
「有価証券の保有目的区分は、正当な理由がなく変更することはできない。保有目的区分の変更が認められるのは、以下の場合に限られる。

¹ 改正 IAS は、米国会計基準に定める金融資産の保有目的区分の変更の要件との相違に取り組むよう要請を受け公表されたものであり、稀な状況において、トレーディング目的の分類から他の分類に振り替えることができるようにし（脚注 2 参照）、また、売却可能に分類された貸付金及び債権を、一定の場合において、振り替えることができることとした。

- ① 資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合
 - ② 本報告により、保有目的区分の変更があったとみなされる場合
 - ③ 株式の追加取得又は売却により持分比率等が変動したことに伴い、子会社株式又は関連会社株式区分から他の保有目的区分に又はその逆の保有目的区分に変更する場合
 - ④ 法令又は基準等の改正又は適用により、保有目的区分を変更する場合
3. このため、金融商品実務指針第 85 項は、「売買目的有価証券への分類はその取得当初の意図に基づいて行われるものであるから、取得後におけるその他有価証券への振替は認められない。ただし、資金運用方針の変更又は法令若しくは基準等の改正若しくは適用に伴い、有価証券のトレーディング取引を行わないこととした場合には、すべての売買目的有価証券をその他有価証券に振り替えることができる。この場合、振替時の時価をもって振り替え、評価差額は損益計算書に計上する」としている。これは、金融商品実務指針では、「保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、第 80 項に示すとおり、保有目的区分の変更が認められる場合を限定している」（金融商品実務指針第 281 項）ことによる。

(当面の取扱い)

4. 金融商品実務指針第 59 項では、「有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である」とされている。ここで売買目的有価証券は、「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券」（金融商品会計基準第 15 項）であり、それは、「短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有することをいい、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われるものをいう」（金融商品実務指針第 65 項）とされている。
5. これらに照らせば、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合においては、売買目的有価証券の定義及び要件を満たしていないのではないかという指摘がある。最近の国際的な会計基準の動向²も考慮し、本実務対応報告では、当面の間、当該指摘を認めることとした。したがって、

² 改正 IAS は、非デリバティブ金融資産（当初認識時に、企業が当期純利益を通じて公正価値で測定すると指定したもの以外）が、もはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていなければ（たとえ当該金融資産が主に近い将来の売却又は買戻しを目的で取得又は発生していたとしても）、稀な状況においてのみ、トレーディング目的の分類（当期純利益を通じて公正価値で測定する分類）から振り替えることができるとしている。ここで、稀な状況とは、通常ではなく、かつ、近い将来再発する可能性が極めて低い単独の事象から生じるものであるとされている。

そのような稀な場合において、企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにして該当する債券の保有目的区分を変更したときには、金融商品実務指針の定めにかかわらず、当面の間、売買目的有価証券からその他有価証券への振替ができることとなる。

(当面の取扱いに基づく会計処理)

6. この保有目的区分を変更する意思決定を行ったときは、金融商品実務指針第 283 項に従って、その時点（振替時）の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上することになる。また、振替後のその他有価証券は、それ以外のその他有価証券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

(当面の取扱いに基づく注記事項)

7. この保有目的区分の変更に関しては、追加情報として、次の注記を行うことが適当である（(4) 及び (5) については、該当する有価証券の期末残高がある場合には、保有目的区分を変更した事業年度のみならず、その後の事業年度においても注記する。）。

- (1) 保有目的区分を変更した有価証券の概要（当該有価証券の内容や振替時の時価など）
- (2) 保有目的区分を変更した日と理由（その前提となった稀な場合と判断するに至った概況を含む。）
- (3) 保有目的区分を変更した有価証券に関して計上された当期の時価評価損益の額
- (4) 保有目的区分を変更した有価証券の期末の貸借対照表計上額
- (5) 保有目的区分を変更した有価証券が引き続き売買目的有価証券であったものとしたときの当期の損益及び評価・換算差額等への影響額

なお、四半期財務諸表については、前事業年度末と比較して著しい変動が生じている場合には、事業年度末に準じて上記(1)から(5)を注記する（企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）第 19 項(21)及び第 25 項(20)並びに企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期適用指針」という。）第 80 項）。

売買目的有価証券³から満期保有目的の債券への振替

(現行の取扱い)

8. 金融商品実務指針第 82 項では、「満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない」とし

³金銭債権等の金融資産のうち、トレーディング目的で保有するものも、売買目的有価証券に準じて取り扱う（金融商品実務指針第 269 項）。

ている。このため、売買目的有価証券に分類した債券についても、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできないこととなる。

(当面の取扱い)

9. 本実務対応報告では、第 5 項と同様に、第 5 項で示されたような稀な場合において、企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにし、かつ、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで該当する債券の保有目的区分を変更したときには、金融商品実務指針の定めにかかわらず、当面の間、売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替ができることとする。

(当面の取扱いに基づく会計処理)

10. この保有目的区分を変更する意思決定を行ったときは、金融商品実務指針第 283 項に従って、その時点（振替時）の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上することになる。また、振替後の満期保有目的の債券は、それ以外の満期保有目的の債券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

(当面の取扱いに基づく注記事項)

11. この保有目的区分の変更に関しては、追加情報として、次の注記を行うことが適当である（(4) 及び (5) については、該当する有価証券の期末残高がある場合には、保有目的区分を変更した事業年度のみならず、その後の事業年度においても注記する。）。

- (1) 保有目的区分を変更した有価証券の概要（当該有価証券の内容や振替時の時価など）
- (2) 保有目的区分を変更した日と理由（その前提となった稀な場合と判断するに至った概況を含む。）
- (3) 保有目的区分を変更した有価証券に関して計上された当期の時価評価損益の額
- (4) 保有目的区分を変更した有価証券の期末の時価と貸借対照表計上額
- (5) 保有目的区分を変更した有価証券が引き続き売買目的有価証券であったものとしたときの当期の損益及び評価・換算差額等への影響額

なお、四半期財務諸表については、前事業年度末と比較して著しい変動が生じている場合には、事業年度末に準じて上記(1)から(5)を注記する（四半期会計基準第 19 項(21)及び第 25 項(20)並びに四半期適用指針第 80 項）。

その他有価証券から満期保有目的の債券への振替 (現行の取扱い)

12. 第 8 項で示したように、金融商品実務指針では、満期保有目的の債券への分類は、取得当初の意図に基づくものであるため、「売却可能性が否定できなかったため、その他有価証券にいったん分類した債券を、その後満期まで保有することに意思決定を行ったとしても、満期保有目的の債券に振り替えることはできない」(金融商品実務指針第 281 項) こととなる。

(当面の取扱い)

13. 本実務対応報告では、最近の金融市場における混乱や国際的な会計基準の取扱いを考慮し、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する債券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合において、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、金融商品実務指針の定めにかかわらず、当面の間、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替ができることとする。
14. 論点整理に寄せられたコメントやその後の審議では、国際的な会計基準の取扱いに照らして、取得当初はその他有価証券に分類した債券であっても、その後、満期まで保有するという積極的な意思決定を行ったり、その能力があると認められたりしたことなどにより、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、稀な場合に限らず、その他有価証券から満期保有目的の債券へ振り替えることができるべきという意見があった。一方で、審議の過程では、最近の金融市場における混乱を背景にして改正 IAS が公表されたことに関する緊急的な対応であれば、当該論点は今回の改正 IAS の対象ではないことから、中長期的に検討すべきという意見があった。

この論点は、本実務対応報告が改正 IAS の公表に伴う対応であるものの債券の保有目的区分の変更に関連するものであること、満期保有目的の債券が、満期時まで保有する目的であることを債券の取得時及び取得時以降に確認し得ることが必要である(金融商品会計基準第 72 項) ことを原則としている中で、第 9 項では、売買目的有価証券から満期保有目的の債券への振替を認めることとしていることから、本実務対応報告では、その振替と同様の取扱いをその他有価証券から満期保有目的の債券への振替についても、当面の間、認めることとした。このため、稀な場合以外の取扱いについては、今後、金融商品会計基準自体を見直していく中での検討課題とすることとする⁴。

(当面の取扱いに基づく会計処理)

15. この保有目的区分を変更する意思決定を行ったときは、金融商品実務指針第 283 項に従って、その時点(振替時)の時価をもって振り替えるが、振替時に生じる評価差額は、

⁴ 当委員会のプロジェクト計画表(平成 20 年 9 月 19 日更新)では、平成 21 年 1 月から 3 月の間に、現行の金融商品会計基準の見直しに関する論点整理を公表する予定としている。

その他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し⁵、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替えることになる。なお、純資産の部に計上されたその他有価証券に係る評価差額については、通常の場合と同じように、税効果会計を適用する。〔設例〕

また、振替後の満期保有目的の債券は、それ以外の満期保有目的の債券と同様に、金融商品会計基準及び金融商品実務指針に従って会計処理されることとなる。

16. なお、満期保有目的の債券は、原則として金利変動リスクに関するヘッジ対象とすることはできない（金融商品実務指針第 161 項）ため、振り替えた債券に関するヘッジ会計の適用を中止する（金融商品実務指針第 180 項）こととなる。

（当面の取扱いに基づく注記事項）

17. この保有目的区分の変更に関しては、追加情報として、次の注記を行うことが適当である（(3) 及び (4) については、該当する有価証券の期末残高がある場合には、保有目的区分を変更した事業年度のみならず、その後の事業年度においても注記する。）。

- (1) 保有目的区分を変更した有価証券の概要（当該有価証券の内容や振替時の時価など）
- (2) 保有目的区分を変更した日と理由（その前提となった稀な場合と判断するに至った概況を含む。）
- (3) 保有目的区分を変更した有価証券の期末の時価と貸借対照表計上額
- (4) 保有目的区分を変更した有価証券に関して、期末の純資産の部に計上されているその他有価証券評価差額金の額

なお、四半期財務諸表については、前事業年度末と比較して著しい変動が生じている場合には、事業年度末に準じて上記(1)から(4)を注記する（四半期会計基準第 19 項(21) 及び第 25 項(20)並びに四半期適用指針第 80 項）。

適用時期等

18. 本実務対応報告は、当面の間、認められることとされた会計処理であることから、本実務対応報告公表日から平成 22 年 3 月 31 日までの適用とする。その後の保有目的区分の変更の取扱いについては、改めて検討することとする。

⁵ その他有価証券が外貨建の場合、時価評価に係る評価差額に含まれる換算差額も評価差額に関する処理方法に従う（「外貨建取引等会計処理基準」一 2(2)）ため、振替時の換算差額を含む評価差額は、その他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上する。

ただし、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理している場合（「外貨建取引等会計処理基準注解」注 10）には、振替時の評価差額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額をその他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し、それ以外の換算差額については為替差損益として処理する。

ただし、経営管理上、本実務対応報告公表日前において、最近の市場環境を踏まえてトレーディング取引の対象としないという意味決定又は満期まで保有するという意思決定を既に行っており、それを確認できる場合には、当該意思決定を行った時点（ただし、当該意思決定が平成 20 年 10 月 1 日前に行われているときは、平成 20 年 10 月 1 日に行ったものとみなす⁶。）から、本実務対応報告を適用することができる。この場合における保有目的区分の変更の会計処理は、平成 20 年 12 月 31 日までに行う必要がある。

論点整理に寄せられたコメントやその後の審議では、債券の保有目的区分の変更が遡って適用された場合、変更できる状況を限定し、かつ変更した場合の注記を求めたとしても、その変更の恣意性が懸念されるため、通常の場合と同じように、遡って適用すべきではないという意見もあった。しかし、本実務対応報告では、経営管理上、事実の変化に即して既に保有目的区分を実質的に変更する意思決定を行っている場合には、その時点から適用することが実態を反映するという意見も考慮した。

19. 本実務対応報告に従って行われた債券の保有目的区分の変更は、適用初年度における会計基準の変更に伴う会計方針の変更に該当することに加え、本実務対応報告で示した注記を行うことに留意する必要がある。

議 決

20. 本実務対応報告は、第 167 回企業会計基準委員会に出席した委員 14 名のうち 12 名の賛成により承認された。

なお、本実務対応報告の公表に反対した委員 2 名のうち、ある委員から、次の意見が出されている。

「会計処理にあたっては、保有目的に応じた処理方法を定めることが適当であり、したがって、基本的に保有目的が変更された場合には、当該変更を反映させるように会計処理すべきである。しかしながら、そのような会計処理の検討は、今回のように、最近の金融市場における混乱を背景にして改正 IAS が公表されたことに伴う緊急的な対応ではなく、中長期的に行うべきである。これは、経済環境の変化に応じて会計基準を変更しても実態が変わるわけではないこと、むしろこのような会計基準の見直し方は経営者のモラルハザードを招きかねないこと、さらに、経済環境の変化に応じて緊急避難的に会計基準を変更することは、会計基準設定主体への信頼性を著しく損なうおそれがあることによる。」

⁶ したがって、仮に当該意思決定が平成 20 年 9 月 25 日に行われていた場合には、会計上、平成 20 年 10 月 1 日に当該意思決定を行ったものとみなして、本実務対応報告に基づく処理を平成 20 年 12 月 31 日までに行う必要がある。なお、仮に当該意思決定が平成 20 年 10 月 6 日に行われていた場合には、当該意思決定時点における本実務対応報告に基づく処理を平成 20 年 12 月 31 日までに行い、仮に当該意思決定が平成 21 年 1 月 20 日に行われた場合には、通常どおり、本実務対応報告に基づく処理を行う。

また、本実務対応報告の公表に反対した別の委員からは、次の意見が出されている。

「安易に満期保有目的の債券に分類することによって時価評価から逃れることを抑止するため、満期保有目的の要件は債券の取得時点に備えていることが必要であり、他の保有目的で取得した債券について、例えば、時価が下落して評価損が発生したことを理由に、満期保有目的の債券へ振り替えることは認められない(金融商品実務指針第 273 項)。

本実務対応報告は、想定し得なかった市場環境の著しい変化による流動性の低下等を踏まえて保有目的区分の変更を容認するものであるから、その意思決定の時点において会計処理を行うべきものである。このような経営管理上の意思決定には、市場価格又は信用リスクや流動性リスク等を考慮した合理的に算定された価額の算定(金融商品実務指針第 54 項、第 103 項及び第 259 項)とその内容の検討、満期保有目的の債券の定義(金融商品実務指針第 68 項及び第 272 項)及び要件(金融商品実務指針第 69 項及び第 273 項)を満たすかどうかの検討といったことが最低限必要であるが、本実務対応報告の公表前にそのようなことが行われていることはほとんど想定されない。本実務対応報告を公表日より前に行われた意思決定にも適用すると定めることは、事実関係と必ずしも合致しない適用日を選択できるとの誤解を生じさせ、経営者のモラルハザードを助長する懸念がある。」

設 例

以下の設例は、本実務対応報告で示された内容についての理解に資するため、参考として示されたものであり、仮定として示された前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

〔設例〕 その他有価証券から満期保有目的の債券への振替

1. 前提条件

額面 1,000（クーポン利率 0%）の債券に関する振替時（期首）の償却原価を 970、時価を 910 とし、当期末の償却原価（振替時の時価に基づく）を 940 とする。実効税率を 40% とし、繰延税金資産は回収可能性に問題はないものとする。

2. 会計処理

- (1) 振替時（前期末に計上したその他有価証券評価差額金及び繰延税金資産は既に振り戻されているものとする）

満期保有目的債券	910	／	その他有価証券	970
その他有価証券評価差額金	60			

- 振替時の時価をもって振り替える。振替時の時価 910 と償却原価 970 との差額 60 をその他有価証券評価差額金に計上する。

- (2) 期末時

満期保有目的債券	30	／	有価証券利息	30
有価証券利息	20	／	その他有価証券評価差額金	20
繰延税金資産	16	／	その他有価証券評価差額金	16

- 債券の取得差額90のうち、当期分30（振替時の時価910と当期末の償却原価940との差額）を、有価証券利息に計上する。
- 振替時に生じた評価差額60を、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて有価証券利息に振り替える。当期分は20（ $=60 \times 30 / (1,000 - 910)$ ）となる。
- 期末時のその他有価証券評価差額金40（ $=60 - 20$ ）に税効果会計を適用し、繰延税金資産16（ $=40 \times 40\%$ ）を計上する。

期末の要約貸借対照表

満期保有目的債券	940	／	その他有価証券評価差額金	▲24
繰延税金資産	16	／	利益剰余金	10

以 上